

## 評議員会運営規程

平成27年4月1日施行

平成28年4月6日変更

### (目的)

第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の定款第43条に基づき設置される評議員会の運営に関する事項を定めることを目的とする。

### (本機関からの出席)

第2条 本機関の役員及び理事長の指名する者は、評議員会に出席することができる。

### (報酬等)

第3条 本機関は、評議員に対し、報酬及び交通費を支給する。

2 報酬は、評議員会の1回の出席につき30,000円とし、左記金額から源泉徴収を行う。

3 交通費は、原則として、評議員の勤務先又は自宅の最寄り駅から評議員会開催場所の最寄り駅までの合理的な経路による実費とする。

4 支給は、評議員の指定する銀行口座振込により、評議員会開催の翌月末迄に行う。

### (守秘義務)

第4条 評議員は、評議員としての業務を通じ知り得た秘密情報を漏洩、盗用、又は評議員としての業務以外の目的での利用をしてはならない。

### (差別的取扱いの禁止)

第5条 評議員は、評議員としての業務において、特定の利害関係者に利益又は不利益となる言動その他の差別的取扱いを行ってはならない。

### 附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附則（平成28年4月6日）

この規程は、平成28年4月6日から施行し、平成28年4月1日に遡って適用する。